

感染症による出席停止の措置について

学校保健安全法第19条に定めるところにより、下記の感染症に罹患した場合は、学校医や主治医の指導のもと「出席停止」の措置を講じます。出席停止期間については下表の通りです。

感染症が治癒、軽快して登校できるよう診断された際は、「インフルエンザによる出席停止用紙」、インフルエンザ以外は「治癒証明書」の提出をお願いします。用紙は、岩沼西中学校 HP からダウンロードしてご利用ください。

* インフルエンザ…「インフルエンザによる出席停止用紙」保護者が記入してください。

* インフルエンザ以外の感染症…「治癒証明書」主治医より証明の記入をしていただいでください。

* 新型コロナウイルス感染症は、治癒証明書等の提出は必要ありません。

【学校感染症 出席停止の基準】

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	(*)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
		新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

* 第1種 感染症名

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)